

# 10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、家庭から出る雑排水やし尿を処理し、生活排水としてきれいな水を河川や水路に放流するための設備です。「水と緑の美しいまちづくり事業」の一環として、浄化槽の適切な維持管理と合併処理浄化槽の設置を呼びかけています。未来に美しい水環境を残すために、もう一度浄化槽について考えてみましょう。

## 合併処理浄化槽を設置しましょう（集落排水区域以外）

新規設置および単独処理浄化槽から転換する費用の補助金制度があります。今年度の補助金申請の締め切り日は11月30日（水）です。

## 浄化槽を適切に管理しましょう

浄化槽は適切に維持管理を行わないと、生活排水の水質が悪化したり、悪臭が発生するなど、逆に地域の水環境を悪化させる原因となりますので、浄化槽管理者は正しく使用する必要があります。浄化槽法により義務づけられている次の3項目について、経費の一部を助成しています。

### 1. 保守点検

浄化槽の装置が正しく動いているか点検し、清掃時期の判定や、消毒剤の補充等を行います。4カ月に1回以上受けましょう。

### 2. 清掃

浄化槽内の汚泥等を引き出し、機械の洗浄を1年に1回行う必要があります。

### 3. 法定検査（公益社団法人 香川県浄化槽協会）

浄化槽の処理水の水質を検査し、機能が正常かどうか確認を行います。設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける7条検査と、その後1年に1回受ける11条検査があります。



## 集落排水施設の世帯人数の変更はありませんか？

集落排水施設の使用料は、基本使用料と世帯人数により定められています。世帯人数に変更があった場合は変更届を提出してください。（変更届には印鑑が必要です）

集落排水施設は、上高瀬第一地区（高瀬町）、大見地区（三野町）、大浜・湊・満・上新田地区（詫間町）、北草木地区（仁尾町）です。

▲問い合わせ 水処理課 ☎72-5667



# 日本は世界有数の地震国 グラツときたら頭を守って!!

日本では地震が発生しないところはなく、昔から地震により多くの被害を受けてきました。阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震（最大震度7）以後も大きな地震が発生しています。2003年十勝沖地震（最大震度6弱）、2004年新潟県中越地震（最大震度7）、2007年能登半島地震、新潟県中越沖地震（ともに最大震度6強）、2008年岩手・宮城内陸地震（最大震度6強）、そして東日本大震災をもたらした2011年東北地方太平洋沖地震（最大震度7）です。普段から準備をし、あわてることのないようにしましょう。

## 地震の揺れと想定される被害

震度	被害	震度	被害
震度0	・人は揺れを感じない	震度5弱	・大半の人が恐怖感を覚え、物につかまりたいと感じる ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
震度1	・屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる	震度5強	・物につかまらなると歩くことが難しい ・固定していない家具が倒れることがある ・補強されていないブロック塀が倒れることがある
震度2	・屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる ・つり下がった電灯などがわずかに揺れる	震度6弱	・立っていることが困難になる ・固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある ・ドアが開かなくなることがある
震度3	・屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる ・棚にある食器類が音を立てることがある	震度6強	・耐震性の低い木造建物は傾くものや倒れるものが増える ・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山林の崩壊が発生することがある
震度4	・かなり恐怖感がある ・電灯などつり下げているものが大きく揺れる ・電線が大きく揺れる	震度7	・耐震性の低い木造建物は傾くものや倒れるものがさらに増える ・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では倒れるものが増える



気象庁の震度階級は「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10段階です

▲問い合わせ 総務課 ☎73-3000

▼問い合わせ 農業振興課 ☎73-3040

また個別見直しの変更申し出受付は平成24年4月以降に再開する予定です。

**農用地利用計画の変更を予定している人へ**

現在、農業振興地域整備計画の全体的な見直しのため、個別見直しの変更申し出受付は停止しています。

しかし、急を要する農用地利用計画の変更予定があれば（例：農家住宅または分家住宅を新築または増築する場合等）、10月31日（月）までにお申し出ください。この申し出は、除外要件を満たした農地のみ変更可能です。

▼問い合わせ 中国四国農政局高松地域センター ☎087(831)0827

**〈商品へ直接記載してお知らせ〉**

名称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、〇〇産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

①原材料に占める割合の多い順に記載。  
②産地が3カ国以上ある場合には、上位2カ国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

**〈外食店でのお知らせ方法〉**

産地情報は店員におたずねください。  
メニューに産地情報を記載

店内に産地を知ることができる方法を提示

**米穀等の産地をお知らせすることが義務付けられました(米トレーサビリティ法)**

▼問い合わせ 税務課 ☎73-3006  
県税務課 ☎087(832)3067

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。また日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

総務省東日本大震災関連情報サイト

総務省東日本大震災 検索

●「ふるさと寄附金」は税の控除が受けられます

固定資産税・都市計画税・自動車税等の地方税の軽減措置等が受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もあります。

なお警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課せられません。また特段の手続き等は不要です。

**東日本大震災に係る地方税の措置**

## 三豊市事務事業外部評価委員会 評価結果を市長に報告

行政のムダを省き、市民ニーズを効果的・効率的に事業に反映させながら、市民の皆さんと市による協働のまちづくりを進めるため、22年度に実施した77事業の外部評価を行いました。評価結果は次のとおりです。委員会における議論や評価結果に基づき、事業の再点検・見直しを行い、今後の事業計画や新年度予算に反映させていきます。



評価区分	評価結果	評価区分	評価結果
① 廃止	4 事業	⑤ 縮小	19 事業
② 休止	-	⑥ 民間活力拡大・市民等との協働	1 事業
③ 民営化	-	⑦ 拡充	1 事業
④ 国・県が実施	-	⑧ 現行どおり	52 事業
合計		77 事業	

※評価報告書は市のホームページでご覧ください。

▼問い合わせ 政策課 ☎73・3010

## 困ったら一人で悩まず行政相談へ



秋の行政相談週間  
10月17日(月)～23日(日)

国の仕事やサービスなどで「困っていることがある」など、苦情や意見・要望をお持ちの人はありませんか。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さまからの苦情などをお聞きし、解決の促進や、行政運営の改善を図っています。

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。  
(今月の行政相談日は35ページをご覧ください)

### まちの行政相談委員 (敬称略)

高瀬町	池田耕二
山本町	森川元一
三野町	森登
豊中町	矢野保雄
詫間町	若宮晴芳
仁尾町	浪越利久
財田町	近藤雅広

▼問い合わせ 四国行政評価支局 ☎087(831)3103

# みとよのがんばる中小企業9

三豊市中小企業  
振興基金事業

## エコで風味豊かなパン粉を製造

マルサン商事株式会社(豊中町)

パン粉の仕入れ販売だけでなく、食パンを使った独自のパン粉の製造販売を始めたマルサン商事。

通常パン粉を製造する場合は、自社でパン粉用のパンを焼き、冷蔵した後粉砕してパン粉にします。しかし、マルサン商事では、食パン製造会社からサンドイッチ用にカットした後の食パンの耳や、焼きむら・重量不足などの

規格外の食パンを仕入れ、粉砕・乾燥してパン粉を製造しています。品質の良い小麦粉を使用し調味した食パンを使うことで、風味豊かなパン粉に仕上がります。

パン粉を製造するうえで特に気を付けているのが異物の混入です。規格外の食パンなどには、包装用フィルムやプラスチックの留め口などが混在していることが多く、金属探知機や目視ではすべて除去することは困難でした。そこで、今回、異物除去装置を導入して徹底した安全管理を行うことで、より安全な製品づくりが出来るようになりました。

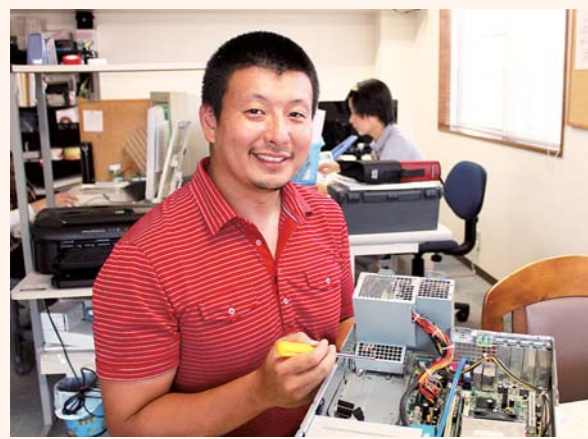
生食用食パンから製造するパン粉はおいしいと評判で、試験的にパン粉を使ってもらっている仕出し屋などからも「風味が良い」と高い評価をもらっています。

既に一部の食品製造企業からも引き合いがきており、今後は販路拡大を進めていきます。



▲異物除去装置を導入し安全な製品の増産を図る

## 企業の中古パソコンをリフレッシュして使用可能に 有限会社たなか(詫間町)



▲お客様の相談に乗りパソコンを丁寧にリフレッシュ

有限会社たなかのパソコン部門として平成10年に法人化した頃、非常に古いコンピューターの修繕を企業から依頼されました。この時、企業が大量に導入しているWindowsXP搭載パソコンが使えなくなったら、現在使用しているプログラムがWindows7で起動する保障はなく、また、プログラムをWindows7に対応させるには企業に多額の資金が必要になり、企業経営に直面するような問題が生じると懸念しました。

どうにかしてWindowsXPで使用できる方法はないかと考えた田中達也専務は、まず中古パソコンをリフレッシュ(掃除・修理・データ消去等)して提供できるよう、マイクロソフトに再生

業者として登録。続いて新品のパソコンのWindows7をXPにダウングレードして提供するサービスを開始しました。現在は企業のパソコンの救世主としてお客さまの相談に乗っています。また、回収案内用のxpgetサイトも開設し、中古パソコンのリフレッシュに向けた事業を強化して展開しています。

今後はお客さまと一緒に問題の解決をするとともに省電力化・災害対策対応など、東日本大震災から学んだ「データを守ること」も提案していきたいと考えています。

▼問い合わせ 政策課 ☎73・3010